

## 〈動向〉

# 近畿地区国公立・私立大学における人権教育

中道 基夫

### はじめに

関西学院大学は、1971年の学内における差別発言事件を契機とし、同和問題を教育上の重要課題として認識し、1973年度より「部落問題」に関する総合コースを開設した。その後、本学の大学評議会（1975年9月）で採択された「同和教育の基本方針」に基づき、これまで主として人権に関する総合コースを通じて人権教育に取り組んでいる。人権教育の課題として、1977年より「在日朝鮮人問題」、1986年より「男性社会と女性」、1988年より「身体障害者問題」等の総合コースが開設され、現在では全学で8つの人権に関する講義がなされている。さらに、各学部で人権に関する講義・演習を提供している。しかし、現在、関西学院大学の人権教育もこれまでの歴史をふまえつつも、人権教育の内容やカリキュラムを見直す時期に来ていると思われる。

関西学院大学だけではなく、日本の教育機関において、また国際社会においても人権を重要な教育の課題としてきたことにより、これまで人権問題であったにもかかわらず人権問題として認識されてこなかつた事柄に対しても目が開かれてきた。また、人権問題は差別する側の多数派によってではなく、人権が侵害されている少数派によって規定されるべきであるという考えに基づき、これまで隠れていた多様な人権問題が注目されてきた。さらに、それぞれの問題が単独のものではなく、複合的なものであること

が認識されてきた。

グローバル化した時代に、多様な人権問題が認識され、またそれが複合的に関係していることが明らかになってきたために、また人権への取り組みが自国の問題であるという認識だけではなく国際的な視野や協力を必要とすることからも、人権教育において、問題解決に向けてさまざまなアプローチが必要であることが主張されている。

また、国連においても1995年から2004年において「人権教育のための国連10年」というプログラムが実施され、その実績と反省をふまえて2005年より「人権教育のための世界プログラム」が行われている。2005年から2007年はその第一段階として初等・中等教育における人権教育の取り組みがなされている。2007年にその第一段階を終えたが、2年間の延長が決定したことである。最終的に第一段階についてどのような成果と反省がなされるのかは分からぬが、次の段階として高等教育における人権教育へとその重点が移ってくるであろう。

このような状況に対応するためにも、関西学院大学における人権教育も、過去の実績と反省をふまえて、さらなる発展と充実について考えるべき時に到っているのではないかと思われる。

ここでは、関西学院大学における人権教育について考える一つの材料として、現在日本の大学において取り組まれている人権教育について概観する。な

お、全国の大学における人権教育の実情を調べることは困難であり、残念ながらその資料が手元はない。そこで、今回は、大阪府・大阪市の協力の下で人権教育に携わる指導者を養成するための国際的な高等教育機関の設置をめざし結成された「人権問題に関する人材育成機関等検討委員会」（後に「国際人権大学院大学の実現をめざす大阪府民会議」）によって、近畿の国公立・私立大学に対してなされた「人権教育関連科目の現状」に関するアンケート（2004年度実施、34校回答）の結果をもとに大学における人権教育の状況を報告する。

## 1. 人権教育の現状

「人権教育関連科目の現状」に関するアンケートに対して報告された各大学の人権科目的カリキュラムは、共通必修科目として「人権哲学（人間とは何か）」、コース別必修科目として「人権学理論・研究」、「人権政策企画コース」、「人権教育実践コース」、選択科目として「法律関連」、「政策・行政関連」、「教育関連」、「福祉・ジェンダー関連」、「技術論」のカテゴリーに分類されている。

その中には、政治学、憲法、ヨーロッパの歴史と文化というような、その講義名だけでは人権教育関連科目とは思えない授業の中で、人権の問題が扱われているものもある。もちろん、人権論、部落解放論、障害者問題など、その講義名から明確に人権教育科目であると認識されるものもある。アンケートの結果から上記の分類に従って全体像を明らかにしようとしたが、人権教育科目そのものの定義も難しく、またどのような規模でどのような制度のもとでこれらの授業が運営されているのが不明であるため、近畿地区の大学における人権教育の実態を明確にすることは困難である。

しかしながら、一つ一つのカリキュラムの中で言及されているテーマや問題は、現代の人権教育の課題を表しており、それらをまとめて概観する

ことは、大学における人権教育を整理し、その充実をはかるためにも有益であると思われる。以下、アンケートをもとにして、人権問題のキーワードを整理してみたいと思う。

日本における人権問題としてまず第一に挙げられるのが、**部落問題**であろう。ほとんどの大学において、部落問題が取り上げられている。その歴史的背景、差別の現状と部落解放運動と同和対策事業、同和教育などがテーマとして挙げられている。被差別側の問題だけではなく、その差別を生み出してきた側の**差別意識**を追求していくとする傾向もうかがえる。また、部落問題が単独で扱われるのではなく、それが**女性問題**、**障害者問題**、**在日韓国・朝鮮人問題**などとどのような関係を持つのかが問われている。また、部落問題のある地域の問題、あるいは日本の問題にとどめておくのではなく、**人権問題の国際的な潮流**との関係にも言及されている。

**在日韓国・朝鮮人**の人権に関して多くの大学が取り上げている。また、この問題から、日本に定住する外国人、外国人労働者、在日外国人のこども、定住外国人の地方参政権の問題へと広がりを見せている。

労働・生活の問題としては、**野宿生活者**、また大阪の釜ヶ崎についても取り上げられている。

**障がい者**に関しては、差別の実態、優生保護法、ノーマライゼイション、バリアフリー、障がい者の権利、教育、労働の機会、福祉、介護、ボランティアなどのテーマが挙げられている。また、共通するものとして**高齢者福祉**や**介護**の問題も扱われている。

女性の**人権**については、女性差別の実態、女性参政権、男女共同参画社会、女性解放、フェミニズム、DV、売買春、中絶、産む自由等のテーマがある。

また、女性の**人権**は、女性だけに限定されるも

のではなく、ジェンダーの問題へと発展している。社会的に押しつけられた母性イデオロギー、それと表裏一体をなす社会的に求められる男性像の問題がある。女性の解放は、男性の解放にも繋がるものであるという理解がある。しかし、この問題は女性と男性という二極化した問題に固執するのではなく、さまざまなセクシュアリティの理解へと関係してくる。ジェンダー、セクシュアリティ、アイデンティティ、セックスの問題が人権の問題として、互いに関連しており、人権教育のテーマとして取り上げられている。また、この問題は日本の家制度、戸籍制度にも深く関連するものである。関連して、大学の中での具体的な問題として、セクシュアル・ハラスメントも授業の中で取り上げられている。

こどもも人権教育の大きなテーマである。こどもの権利条約、児童虐待、学校での問題（いじめ、不登校）、教育の問題が挙げられる。また、教員を養成する機関として、学校での人権教育の内容や方法も大学における人権教育の課題である。

最近の問題としては、情報・メディアにおける人権、インターネットによる人権侵害等が扱われている。また、生命科学の問題として、生殖技術、クローン人間、遺伝子情報における人権が扱われている。

その他、差別語、暴力・非暴力、貧困、戦争等についても取り上げている大学がいくつかある。

カリキュラムを概観した印象では、アイヌ、沖縄に対する差別についていくつかの大学が取り上げているが、近畿地区では具体的にこれらの問題を取り上げているのは全体的に少ないよう感じられた。

人権教育としてほとんどの大学が行っているのが、日本国憲法、基本的人権である。法律や制度は人権に関わるものであり、人権と法律は非常に緊密な関係を持っており、多くの大学で人権と法

律に関わる科目を、人権教育として報告している。いくつかのトピックとしては、死刑制度、非嫡出子、犯罪者の人権等がある。

法律と人権に関しては、世界人権宣言や国際人権規約、「人権教育のための国連10年」、「人権教育のための世界プログラム」などの国際社会における法律との関係は、人権教育において、人権に関して国際的な視野と国際的な連帯を構築するために非常に重要である。特に、人権が国際化してきた現代においては、民族・エスニシティ、難民、飢餓、戦争、多文化主義とマイノリティ等への理解を深める必要がある。また、具体的な問題としては、ストリートチルドレン、インドのダリット、ナチスの問題なども取り扱われている。

以上のように、大学における人権教育の内容を概観するだけでも、人権問題が複合的なものであり、互いに連関しあっていることが理解できる。一つの人権の問題を探求していくならば、他の人権問題との関係が問われることとなり、講義においても複数の人権問題が取り上げられていることが多い。

ただし、1セメスターの中で様々な人権に関するテーマについて言及することは、差別を総合的かつ複合的に捉えることには有益であるが、一つ一つの問題について理解を深める時間が少なくなることが懸念される。いくつかの大学が大学の中でおこった差別事件に端を発して人権教育に取り組むようになったことが報告されているが、その起点に帰りつつ、多様な差別問題に取り組む必要がある。

カリキュラムの中で一つ特徴的であったのが、「人権教育ファシリテーション論演習」（大阪市立大学）である。この演習は人権についての知識を身につけるのではなく、人権教育を実践していくためのスキルを身につける試みである。「教える」—「教えられる」、あるいは「指導する」—

「指導される」という関係性は、人権教育と相容れない価値観であると言える。人権教育においては、教える・指導するという観念を捨てて、参加者一人一人の学習を促進（ファシリテート）する新しい教育方法がとられるべきであるとの理解に基づき、この演習はその方法の開発とスキルの習得を目指すものである。

また、人権教育のための教材づくりに取り組むプログラムもある（近畿大学）。人権教育について学び、またフィールドワークを行った後に、実際にグループで人権教育教材を作り、それをプレゼンテーションし、相互評価することによって、人権教育に具体的に携わるスキルを養うものである。

このようなスキルの養成や、具体的な人権教育のための教材開発は、国連の「人権教育のための世界プログラム」なかでも求められていることがらであり、特に大学における人権教育の重要な課題であると言える。

## 2. インド・コルカタ大学大学院人権国際プログラム

これまで近畿地区の大学における人権教育の取り組みをみてきたが、インドのコルカタ大学における人権教育の取り組みを紹介し、日本の大学との比較を試みたい。

コルカタ大学では2002年に人権国際プログラム<sup>1</sup>がスタートし、2006年には博士課程が開設されるまでにいたった。人権を具体的なテーマとして専門知識を習得し、研究を追求する具体的な例である。先述のように、大阪の国際人権大学院大学構想の先駆けともいえるプログラムである。

その授業科目を紹介する。

- ① 人権入門
- ② 人権の哲学、歴史、発展

- ③ 社会理論
- ④ 人権法、人権基準と実施期間
- ⑤ 人権のための方法論—社会活動と連帶
- ⑥ 調査方法論と人権
- ⑦ 市民社会の登場
- ⑧ テロリズムと軍事化、民主主義と平和の文脈における人権
- ⑨ グローバル化と人権
- ⑩ 消費者の権利
- ⑪ 民族、コミュニナリズムと人権
- ⑫ 拷問と人権
- ⑬ 人権と不利な立場に置かれた人々・マイノリティー
- ⑭ 女性、こどもと人権
- ⑮ 人権と環境、教育と健康
- ⑯ フィールドワーク
- ⑰ 人権についてのドキュメンテーション（3つ以上のケース・スタディー）
- ⑱ 学位論文
- ⑲ その他

ここに挙げられた内容は、前章で概観した日本の大学の中で展開されている人権科目的内容と共通するものがある。人権に関わる歴史、思想についての研究、また人権侵害に関わる具体的なイシュー（女性、こども、民族等）、人権に関わる法律・政策など、現代の人権の問題が網羅されている。2007年には情報技術やHIV/AIDSについての授業が加わるということである。上記のカリキュラムからも分かるように、人権教育・研究は各学部によって分断された学問分野を人権というテーマのもとに包括する教育・研究の試みである。さらに、具体的な問題に関わり、人権活動家や人権団体の代表を講師として招き、フィールドワークやケース・スタディーが義務づけられていることか

<sup>1</sup> コルカタ大学大学院人権国際プログラムに関する詳細は、ブタデブ・チョウドリ「学問領域としての人権」（『人権をどう教えるのか 「人権」の共通理解と実践』、現代人文社、2007年、71-81頁）を参照。

らも、社会との連携にも重点が置かれている。

日本においては、人権が一般教養の範疇であったり、また大きなテーマの中の一つの課題として取り上げられることがあるが、人権を独立した学問分野として専門的にかつ総合的に取り組んでいる学部、学科、研究科は見あたらない。大学としてこのような学科や研究科にどれだけの人が集まり、維持運営していくことができるかという課題があるが、この世界的なテーマにどのように取り組んでいき、日本における拠点作りをするかということは大学に課せられた大きなテーマではないだろうか。国連の「人権のための世界プログラム」に呼応して分断された学問分野が人権というテーマのもとに集約され、具体的な施策や活動を生み出していく大学における人権教育プログラムが展開されるべきである。

### おわりに

「同和問題」から始まった関西学院大学における人権教育は徐々に発展し、他の大学と同じように多様な人権問題を取り組んでいる。人権に関わる総合コースに「ヒューマン・セクシュアリティ」のテーマが加えられることも計画されている。また、現在総合コースとして提供している授業だけではなく、各学部、各教員が行っている授業の中でも人権に関わるものもあり、関西学院大学は多様な人権に関わる問題に取り組んでいると思われる。

今後は、具体的な人権教育のスキルを身につける授業が必要であろう。また、他大学で扱われているテーマと比較して言えることは、こどもに関する人権に取り組むことが必要である。しかし、これも教育学部の開設によって充実されることが予測される。

しかし、このような人権科目が大学内で点在するのではなく、有機的に関連づけられるべきであり、学生が人権について総合的に学べるシステム

が必要であるといえる。また、人権というテーマのもとに、他大学との連携、また国際的な取り組みとの連携・研究協力も今後の課題である。